

仕様書

1. 件名

福島浜通り地域における水産資源保全のためのドローン等を活用した監視実証業務委託

2. 経緯と事業目的

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）は、福島県内被災 12 市町村（※）（以下「相双地域」という。）の事業者の方々の事業・なりわい再建を目的に設立され、事業者の方々への個別訪問や事業再開支援等に加えて、生活・事業環境整備のためのまちづくり支援など段階的に取組みを拡大してきた。産業創出グループでは、国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想のもと、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故以降相双地域で顕在化した多くの地域課題を、先進技術の活用により解決することを目指し、同構想重点 6 分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）の技術と各種地域課題のマッチングや実証を実施してきた。

相双地域を含む浜通り地域では、震災後水産物の水揚量が大幅に減少しており、地域漁業の再興にむけては、特に、アワビやウニ等の高付加価値資源の保護が重要である。

一方、沿岸部での不当な採捕活動（密漁等）は資源の回復を妨げ、漁業者に損害を与えているが、広大な岩場を有する沿岸部では、陸上からの巡回監視のみでは広範囲を十分に把握することが難しい。こうした課題に対し、ドローン等の活用が有効な手段として期待されているが、機材の選定や関係機関との連携体制の検討には専門的知見と相応の労力を要し、現場の漁業者のみで導入を進めるには負担が大きいのが実情である。

本業務では福島県の沿岸部において、ドローン等の機材を用いて監視の実証を行い、主として、アワビやウニを対象とした不当な採捕活動（密漁等）の抑止および監視手法の有効性を検証する。あわせて、実証結果を踏まえ、今後の本格導入および他地域への展開に資する知見を取りまとめ、水産資源の保全と漁獲量の増大を図る。

（※）「福島県内被災 12 市町村」とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村をいう。

3. 事業内容及び実施方法等

（1） 事業内容

本業務では、いわき市沿岸部において、ドローン等を活用した監視実証を実施し、不当な採捕活動（密漁等）の抑止および監視手法の有効性を検証する。

また、不審者・不審船等の検知時における情報共有手法、通報を含む関係機関との連携方法について検証を行い、今後の標準的な運用モデルの整理に資する知見を得るものとする。

本事業で得られた成果等の情報は、受託者の営業秘密等に該当する部分を除き、福島県の漁業関係者と共有するものとする。

(2) 実施方法（実証回数・機材構成・実施時期・実証エリア）

1. 実証回数・日数

本業務の目的を達成するために最も効果的と考える実証回数、実施日数および実施時間帯を提案すること。夜間または早朝の時間帯を含めた実証を行うこと。実証は複数回、または一定期間連続して行う方法を想定しており、回数だけでなく、「機材の性能」や「現場での運用性」を重視して総合的に評価する。

2. 機材構成

使用する機材に特段の制約は無いが、夜間や早朝の実施に対応可能な機材を含めて提案すること。

3. 実施時期

事業目的の性質上、具体的な実施日は公開できないため、契約締結後に当機構が別途指定する。不当な採捕活動のリスクが高い時間帯（夜間・早朝等）を含めて実施するものとし、これに対応可能な体制を確保すること。

4. 実証エリア

実証サイトは、いわき市沿岸部を基本とし、具体的な実施場所は契約締結後に当機構が別途指定する。

4. 受託者が実施する業務

1. 事前準備・計画

- ・ 実証飛行計画の立案（飛行ルート・時間・範囲・高度等）
- ・ 関係機関との事前調整（近隣住民・漁協・自治体等）
- ・ 飛行許可・申請手続き（DIPS、飛行禁止区域確認等）※必要に応じて実施
- ・ 機材準備・点検

2. 実証の実施

- ・ ドローン等を活用した沿岸監視の実施
- ・ 通信環境の整備（中継機・モバイル回線等の設置・調整等）
- ・ 実証記録（映像データ、位置データ等）の取得および保存
- ・ 不審者、不審船等の検知時における当局への通報および情報共有方法の検証
- ・ 機材の点検・整備（次回飛行に向けた準備）

3. 成果報告

- ・ 実証結果を取りまとめた報告書の作成。報告書には以下を含むものとする。
 - 監視手法の有効性評価および改善提案
 - 今後の運用拡大に向けた課題整理を行うとともに、本実証の成果を踏まえ今後の展開に活用可能な補助制度等について調査・整理。

4. その他業務

- ・ 実証中の安全対策（第三者接近時の対応等）

- ・ 通報・問い合わせ対応（警察・住民等からの連絡への対応等）

5. 事業期間

委託契約締結日から 2026 年 9 月 25 日までとする。

6. 進捗報告

各実証の開始前に、当機構および関係者と打ち合わせを行い、事業内容の対応状況について、進捗報告および情報共有の報告を行うこと。打ち合わせの結果概要について記録し、当機構へ共有すること。

当機構は対応状況に基づき、品質面・工程面などを総合的に勘案したうえで、必要に応じて事業の是正・追加などの指示を行う。

7. 報告と納入物

受託者は、当機構が指定する期限日までに最終報告案を事前提出のうえ、当機構からは是正・追加などの指示を受け、是正追加などの指示事項を含め完了させたものを 2026 年 9 月 25 日までに成果品（最終報告書、映像データ、位置データその他実証により取得した関連資料を含む）として電子媒体により納品すること。

8. 納入先

公益社団法人 福島相双復興推進機構 産業創出グループ

9. その他

- ・ 本事業の性質上、関係者が多くなることから、当機構との打ち合わせや方針確認、当機構から連絡があった際に迅速に対応できる体制の構築を行うこと。
- ・ 本事業の実施にあたり、当機構内の事業遂行指揮者・実務対応担当者等と十分な協議を実施し、また当機構の指示に応ずるとともに、知見・経験・視点等を駆使した積極的な提案を実施すること。
- ・ 本事業の実施途中において予期せぬ問題や事故等を把握した場合には、速やかに当機構に報告するとともに、当該の問題・事故等が受託者側で発生したものの場合には受託者の責任においてその解決に努めること。
- ・ その他、不明な点がある場合には、当機構に問い合わせること。

以上